

平成28年2月15日

糸島市長 月形 祐二 様

糸島市行政改革推進委員会
会長 村藤 功

第2次糸島市行政改革大綱案等について（答申）

平成27年7月31日付け27糸財第334号で諮問のあった「第2次糸島市行政改革大綱案」「糸島市行財政健全化計画案」「糸島市行政評価制度案」について、当委員会で慎重に審議を重ね、当委員会の意見を反映した案を別添のとおり答申いたします。

なお、別紙の付帯意見については、行政改革の推進にあたり配慮いただきますよう要望します。

1 付帯意見

- (1) 「市民との協働により、市民が本当に必要とするサービスを提供し、市民満足度を向上させる」ため、総務部門だけでなく政策、施策、取組等を担当する部課やその職員一人ひとりがより自覚を持って、全庁的に行政改革に取り組むこと。
- (2) 行政改革の推進は、長期総合計画の施策推進を下支えするもので、両者は密接に関連しあっており、行政改革の視点をもって、各部課が成果を重視し、施策を推進することが重要である。そのため、長期総合計画に定める政策や施策ごとに推進担当部や推進担当課を明確にし、担当する部・課長が責任を持って政策・施策を推進すること。
- (3) 行政評価を活用し、効果的に長期総合計画の進行管理を行うためには、その計画体系が重要で、他市では計画体系を目標<政策<施策<基本事業<事務事業とし、施策を部長、基本事業を課長に振り分ける例もある。現在の糸島市の場合、政策・施策の数が多く、基本事業がない。長期総合計画の見直しを行う際は、政策・施策の数を調整し、必要なら基本事業を導入して、糸島市の組織に振り分けやすいように留意すること。
- (4) 長期総合計画や行政改革を実現するためには、定期的に市長が政策担当部長の進捗管理を、部長が施策担当課長の進捗管理を行うことが望ましい。長期総合計画や行政改革の進捗管理においては、長期総合計画策定を担当する企画秘書課と行政改革・行政評価を担当する財政課が十分に連携を図ることも大切である。
- (5) 公共施設やインフラの維持・更新は、緊急かつ重要な課題であり、そのあり方の見直しは、市民生活に直結するものである。そのため、市全体の公共施設を統括的に管理する専門部署を設置し、市民との合意形成に努めながら、必要最低限度の資金で市民に最大限のサービスを提供する公共施設マネジメントに取り組むことが望ましい。
- (6) これからの行政改革においては、市民協働の視点も重要であり、市民サービスの見直しなどは、市民の理解と協力なしに進めることは難しい。そのため、市民と行政が情報を共有し、より相互理解が進む環境づくりを進める必要があることから、行政改革の取組については、特に市民に対する分かりやすい周知に努めること。